

# 岐阜県公報

号外(一) 令和二年十月一日

## 目次

### 規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ  
一

### 告示

指定代理納付者の指定

(文化伝承課)

一

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正

(農村振興課)

二

各務原都市計画の変更

(都市政策課)

二

### 訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

### 公示

准看護師試験の実施

(医療福祉連携推進課)

三

## 規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十六号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条の表十の部河川砂防課の項中「河川砂防係」の下に「災害復旧係」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

岐阜県告示第三百八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則(昭和三十三年岐阜県規則第十九号)第三十七条の三の規定により告示する。

令和二年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる蔵入	指定代理納付者に蔵入を納付させる期間
株式会社十六カード 岐阜市神田町七丁目二番地	岐阜県博物館の入館料並びに岐阜県現代陶芸美術館の観覧料及び特別観覧料	令和二年十月一日から令和三年三月三十一日まで

岐阜県告示第三百八十八号

農業振興地域の指定に関する告示(昭和四十八年岐阜県告示第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 各務原地域の部を次のように改める。
- 一 各務原地域
- 各務原市の区域のうち、別図の青色で着色した区域
- (「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政振興課及び岐阜県岐阜農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに各務原市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第三百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
- 各務原都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
- 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
- 岐阜県都市建築部都市政策課並びに各務原市都市建設部都市計画課

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十五号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般  
各現地機関



老年看護

母子看護

精神看護

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 県内の文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者（令和三年三月までに修業する見込みの者を含む。）
  - 2 県内の文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和三年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
  - 3 県内の文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和三年三月までに修業する見込みの者を含む。）
  - 4 県内の知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和三年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
  - 5 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもののうち、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの
  - 6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、5に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認められたもの  
この場合において、岐阜県准看護師試験受験資格認定の手続及び審査方法については、別に定めるところによる。
  - 7 県外の1から4までに該当する学校等を卒業し、若しくは修業した者又は卒業若しくは修業見込みの者で、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの
- 五 受験手続
- 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
- 1 受験願書（県所定のもの）
  - 2 受験資格証明書
- (一) 四の1から4までに該当する者が提出する書類
- 学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、令和三年三月一日（月）午後五時までに（必着）に修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」といふ。）を提出するもの。

また、令和三年三月一日（月）以降に修業し、又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業し、又は卒業することができることと判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、令和三年三月一日（月）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の5に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面、看護師国家試験受験資格の認定書及び准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

(三) 四の6に該当する者が提出する書類

知事が交付した准看護師試験の受験資格の認定書を提出すること。

(四) 四の7に該当する者が提出する書類

(1) 学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、令和三年三月一日（月）午後五時までに（必着）に卒業等証明書を提出すること。

また、令和三年三月一日（月）以降に修業し、又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業し、又は卒業することができることと判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、令和三年三月一日（月）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(2) 准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

3 受験写真台紙（県所定のもの）

受験写真台紙は、出願前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル。裏面に学校名又は養成所名、氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付け、撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記載すること。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法によりその写真が受験者本人であることの確認を受けること。

ア 修業（修業見込み）又は卒業（卒業見込み）の学校又は養成所等において、受験写真台紙の証明欄への公印の押印により証明を受けるとともに、写真に学校又は養成所等の割印を受けること。

イ 学校又は養成所等で公印の押印により証明が受けられない場合は、受験者本人が岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課に来庁し、写真の貼つてある身分証明書等（運転免許証、パスポート又は写真付き住民基本台帳カードのいずれか）を受験願書提出時に提示し、受験者本人であることの確認を受けること。

4 准看護師試験入力通知書（県所定のもの）

5 受験票交付用封筒

角形二号（A4サイズ）のもので、表面に郵便番号、宛先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

六 受験手数料

受験手数料は、六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、令和二年十二月一日（火）から同月八日（火）までの間に岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日午前九時から午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、令和二年十二月八日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける（宛先 〒五〇〇 八五七〇（県庁専用郵便番号のため住所不要）岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課）。

八 受験票の交付

受験票は、令和三年一月十八日（月）から同月二十日（水）までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、令和三年三月八日（月）午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

ホームページアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryu/kakushu-iryu/11230/shiken-anna.html>

ただし、令和三年三月八日（月）午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。

なお、電話による可否の問合せは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

令和二年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

令和二年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六）及び県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課（電話 〇五八 二七二 一一一 内線二五三七）に問い合わせること。

十二 受験に伴う配慮

何らかの疾病や障がい有する者で、受験に際して配慮を希望する者は、令和二年十二月八日（火）の出願期限までに、岐阜県准看護師試験の受験に伴う配慮事項申請書（県所定のもの）を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその疾病や障がいの状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十三 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の経過措置により在留カードとみなされる登録

律（平成二十一年法律第七十九号）の経過措置により在留カードとみなされる登録

証明書を含む)、特別永住者証明書又は住民票)に記載されている文字を使用すること。

2 准看護師試験入力通知書の記入に当たっては、試験事務コンピュータ処理の適正化を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

令和二年十月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社